

大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話・fax 284-0761

携帯電話 090-3961-8578

E-mail toukai@oona-mieko.info

12月議会が閉会！



茨城租税債権管理機構規約の一部変更が賛成多数で可決!? —大名は反対—

本年度から村民にも課税となった国税である森林環境税が、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を納税することになったため、滞納が出た場合の対応で茨城租税債権管理機構の扱いも生じるとして、租税債権管理機構が取り扱う対象に国税も加えるというものです。

機構の自己紹介では、「専門的で効率的な滞納整理を行う」とうたわれていますが、私どもに寄せられる声の中には「むしり取るようなやり方であまりにひどい」など、悲鳴にも似たものがあります。

本来、税の徴収は市町村が行い、納税者に困難が生じたときは、減免や分納などを含めた税務相談など、納税者の立場に立った税務行政が求められます。租税債権管理機構の対応で、以前、自殺におこまれてしまった例がありますが、納税が困難になった納税者の生活破綻や、命に関わるような事態は決してあってはなりません。村は、租税債権管理機構への徴税委託をやめ、租税債権管理機構の廃止を求めるべきです。



12月議会一般質問から(12月11日)

東海第二発電所の工事における労災認定の発生状況について

東海第二発電所は、新規制基準に基づく工事計画認可を2018年10月18日に受けて以降、現在では工事完了予定を2026年末とし、敷地に入出入りする作業員数も約3,000人と多数になっています。当初計画からすれば工事はかなり長期化しており、作業員の安全が危惧されます。

①作業員の労災認定件数は?

(答) 作業員が労働災害により4日以上 of 休業となった場合、安全協定上は、事業者から村への報告義務はないが、労働基準監督署への報告義務が発生するとともに原電が自らホームページに公表することとしているため村にも情報提供をいただいている。

また、救急要請により事業所敷地内に緊急車両が入構した際も、同様に公表することとしていることから、工事作業に伴う負傷のほか、熱中症などの搬送事案も村に報告されている。

“労働災害発生状況”について、2018年からの7年間の件数は、原電の取扱区分として、昨日時点で休業災害が10件、不休災害が37件、合計47件。

②9日の火気作業による火災、火傷発生について所感及び対応は?

(答) 当該作業員が休業災害となる火傷を負ってしまったことは問題であり、さらに火災のリスクを伴うことが明らかである火気作業において、火災発生を防止できなかった点は、非常に問題である。

東海第二発電所での火災発生を受け、昨年には文書による嚴重注意をし、さらに本年5月には、私自身が現地に足を運び、火気作業に関する防火対策がしっかり取られていることを確認していた。今回、火災が発生したことについては、深刻に受け止めている。

今後については、何が問題だったのかを徹底的に洗い出した上で、再発防止策の報告を求めたいと考えている。